

稲城市立平尾小学校 「いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条及び、「いじめ防止対策のさらなる強化について」（令和6年11月8日）をうけ、平尾小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

管理職、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、該当学級教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーからなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を設置する。いじめ対策委員会は月1回第4火曜日に開催し、情報交換を行う。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人は分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らぬ顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア あいさつ運動を通して、心の触れ合いを図る。

イ 道徳の時間を充実させ、自己肯定感を育て、心と心の連携を図る。

ウ セーフティ教室や学級活動の時間を活用して、携帯電話やインターネットの危険や情報モラルについて指導する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動を推進する。

基本的な生活習慣や授業規律を基盤に、児童が主体的に取り組める学習活動の工夫、異学年交流活動の充実、児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実に取り組む。

イ 人との関わり方を身に付けるための活動を推進する。

特別活動を通して、自分と他人の違いに気付かせ、その中で認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

ウ 人とつながる喜びを味わう体験活動を推進する。

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる活動や相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動を推進する。

エ 世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。

	児童に関わること	保護者に関わること
いじめの未然防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ○セーフティ教室や学級活動の時間を活用して、携帯電話やインターネットの危険や情報モラルについて指導する。 ○「人権教育プログラム」「新しい道徳」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力を身に付けさせる。 (道徳・特活・総合) ○進んで奉仕活動に取り組みさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように指導してもらう。 ○携帯電話やインターネットを使う際のルールを作ってもらう。 ○友達の気持ちを踏みにじったり、傷付けたりすることの重大さを日頃から子どもに伝えるように願います。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませるように願います。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

いじめ防止及び早期発見・早期解決に向けて、年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」や生徒指導提要（改訂版）などの研修を行い、理解を深める。

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講ずる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には学年会やいじめ対策委員会（定例：月末の火曜日）、生活指導夕会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。(SC との連携)

エ 「チェックシート」を活用した学級・専科担任による日常生活の観察、ふれあい月間（6月・11月・2月）における全児童への「学校生活アンケート」を行う。必要に応じて個人面談を行い、児童の悩みや人間関係を把握する。

オ 上履きや机・椅子、学用品、掲示物にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく、関係諸機関と連携して解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、SCや養護教諭と連携を取りながら指導を行う。

		児童に関わること	保護者に関わること	
いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○子供が集団から離れて一人で行動しているときは、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などの様子を観察したりして、児童から情報を収集する。 ○スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。 ○上履き、机・椅子、学用品、掲示物などにいたずらがあったらすぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供との会話をできるだけ多くしてもらう。 ○服装などの汚れや乱れに気を配ってもらう。 ○子供の持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないかを観察してもらう。 ○普段から何でも親に悩みを相談できるような雰囲気を作ってもらう。 	
いじめの早期対応に関すること	暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○養護教諭、ＳＣ等とも連携を取り、児童が安心して学校生活を送れるよう対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようお願いする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない。」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○ＳＣ、児童相談所、子ども家庭支援センター、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子供の言い分を十分に聞くようお願いする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をしていただくように伝える。
	暴力を伴わない場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○養護教諭、ＳＣ等とも連携を取り、児童が安心して学校生活を送れるよう対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようお願いする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない。」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○ＳＣ、教育相談室等の関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子供の言い分を十分に聞くようお願いする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をしていただくように伝える。
	行為が見えにくいいじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺から聞き取りを重視し、精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。（ＳＣ、特別支援教室担当教員等） ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようお願いする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない。」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○ＳＣと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、子供の言い分を十分に聞くようお願いする。
直接関係のない者		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することは、いじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いたとき、傍観者とならず、助ける側の態度を取ることができるよう指導してもらう。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるようにお願いする。 	

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携を一層密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、市教育相談室や「電話相談」等のいじめ問題の相談窓口の利用も勧める。(G I G A端末にあるアイコンの周知)

各家庭での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の子供に関心をもち、子供の寂しさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ○ダメなときは「叱ることのできる親に！」、頑張ったときは「褒めることのできる親に！」を合言葉に、子どもへの指導法を啓発する。 ○父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで、父親も子育てに参加するよう啓発する。 ○携帯電話やゲーム機を使う際のルールを保護者と本人とで話し合っ決めてもらうようお願いする。
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子供たちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子供たちに地域から見てもらえているという安心感をもてるよう活動していただく。 ○子供たちと顔見知りになるために、子供たちに出会ったときは、あいさつや声かけをしていただく。 ○公園や遊び場などで子供が困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

5 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりする疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 子ども家庭支援センター、SSWとも連携を図る。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

8 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

令和8年4月改訂